

改正

平成20年4月1日規則第41号

平成20年11月28日規則第93号

令和2年4月1日規則第35号

令和6年4月1日規則第50号

令和8年3月27日規則第20号

高知県公益認定等審議会条例施行規則をここに公布する。

高知県公益認定等審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県公益認定等審議会条例（平成20年高知県条例第2号）第12条の規定に基づき、高知県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、団体等（高知県公益認定等審議会条例第11条に規定する団体等をいう。以下この条及び次条において同じ。）を所管する課（本庁（高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第3条第1号に規定する本庁をいう。）の課をいう。次条において同じ。）において当該所管する法人に係るものを処理し、高知県総務部法務文書課（同条第4項において「総務部法務文書課」という。）において総括する。

(幹事長、幹事及び書記)

第3条 審議会に幹事長、幹事及び書記を置く。

- 2 幹事長は、高知県総務部法務文書課長をもって充てる。
- 3 幹事は、高知県総務部法務文書課副参事及び団体等を所管する課の長をもって充てる。
- 4 書記は、総務部法務文書課及び団体等を所管する課の職員のうちから、知事が任命する。
- 5 幹事長は、会長の指揮を受け、審議会の庶務を掌理する。
- 6 幹事は、会長の指揮を受け、審議会の庶務を処理する。
- 7 書記は、幹事長又は幹事の指揮を受け、審議会の庶務に従事する。

第3条の2 前条第3項の規定にかかわらず、知事は、高知県総務部参事の中から幹事を任命することができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第41号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日規則第93号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第35号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月27日規則第20号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。